

外国から投資を受ける前にご相談下さい

以下の事業を行っていれば外為法に基づく事前審査の対象※となり、問題があれば、**投資の変更・中止**が求められる場合があります。ご不明な点がありましたら事前にご相談ください。

※外為法に基づく事前審査が必要な主な事業内容（※）

製造業：武器、航空機、宇宙開発、原子力関連、軍事転用可能な汎用品（例：弾道ミサイルに使われる可能性があるロケットの部品）、高度医療機器、情報処理関連の機器・部品、皮革製品 等

その他：電力、ガス、石油、ソフトウェア、情報サービス 等

*** 23年5月24日以降、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、半導体素子及び部素材、蓄電池並びに金属3Dプリンタの製造業、金属鉱産物の製錬業・精製業等が追加されました。**

＜外為法で問題となる投資事例＞

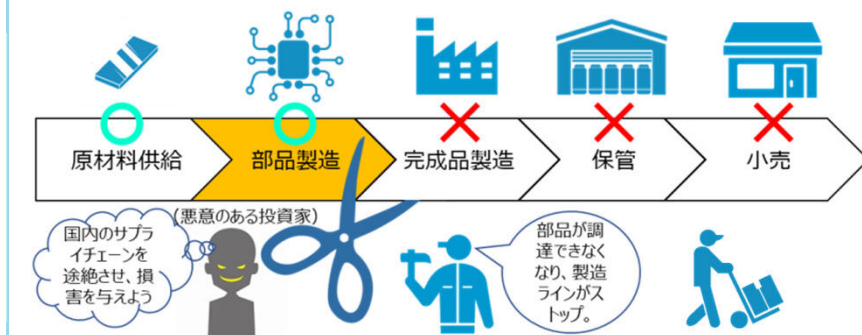
■ 技術の国外流出に繋がりがねない場合

- ✓ 悪意のある投資家が、日本企業を買収することにより、当該企業が保有する重要技術が国外に流出する恐れがある。



■ サプライチェーン途絶に繋がりがねない場合

- ✓ 悪意のある投資家が日本企業を買収し、意図的に生産を止めることになれば、関連産業全体のサプライチェーンが停止する恐れがある。



投資の変更・中止が求められる可能性あり

□ 問合せ・相談先

九州経済産業局国際部国際課

092-482-5425 (直) / bzl-kyushu-tsusho@meti.go.jp

経済産業省 貿易経済安全保障局 国際投資管理室

03-3501-1511 (代) / 03-3501-1774 (直) / bzl-toushi-kanri-jt@meti.go.jp

問合せ先の詳細はこちらまで



外為法に基づき、①**外国投資家**（非居住者である個人、外国の会社、これらの者から50%以上出資を受けている本邦の会社等）が、②国の安全等の観点から指定される**事前届出の必要な業種**を営む企業に対して、③**投資等**を行う場合、**外国投資家は財務大臣及び事業所管大臣あてに事前届出を行う必要**（注）があります。

（注）一定の条件を満たす外国投資家について、役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなどの一定の基準を遵守する場合には、事前届出免除制度の利用が可能となる場合があります。なお、その場合は事後報告書を提出する必要があります。

①事前届出の必要な投資家

- 非居住者である個人
- 外国法令に基づき設立された法人やその他の団体
- 非居住者である個人又は外国法人により議決権の過半数を保有されている本邦の会社
- 非居住者である個人又は外国法人である者が50%以上出資する組合、又は業務執行組合員の過半数を占める組合 等

②事前届出の必要な業種（抜粋）

- 武器・航空機（無人航空機を含む）・宇宙開発・原子力関連の製造業、及び、これらの業種に係る修理業、ソフトウェア業
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業、高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等、特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- 肥料（塩化カリウム等）輸入業
- 永久磁石製造業・素材製造業
- 工作機械（部品含む）・産業用ロボット製造業等
- 半導体製造装置等の製造業、半導体製造関連機器の製造業
- 蓄電池製造業・素材製造業
- 船舶の部品（エンジン等）製造業
- 金属3Dプリンター製造業・金属粉末の製造業
- 情報処理関連の機器・部品・ソフトウェア製造業、情報サービス関連業
- インフラ関連業種（電力業、ガス業、通信業、上水道、鉄道業、石油業、熱供給業、放送業、旅客運送）
- 警備業、農林水産業、皮革製品製造業、航空運輸業、海運業

等

③事前届出の必要な投資等

- **上場会社の1%以上の株式取得、非上場会社の1株※以上の株式取得**
- 外国投資家又はその関係者の取締役・監査役の就任への同意
- 事前届出の必要な業種に属する事業の譲渡や廃止の提案・同意

※端株の取得も含む

等

事前届出手続き等についての相談窓口、事前届出義務違反が疑われる場合の情報提供窓口

- ・ 財務省 国際局 調査課 投資企画審査室
（相談窓口）
電話：03-3581-4111（内線2887）
メール：gaitame-fdi-1@mof.go.jp
（情報提供窓口）
メール：monitoring-fipro@mof.go.jp

- ・ 福岡財務支局 理財部 理財課
（相談窓口）
電話：092-409-7285（直通）
メール：fdi-info@fo.lfb-mof.go.jp
（情報提供窓口）
メール：fefta-info@fo.lfb-mof.go.jp

届出書の記載方法など、具体的な手続きに関することは、下記の日本銀行のお問合せ先までご連絡ください。

- ・ 日本銀行 国際局 国際収支課 外為法手続グループ
電話：03-3277-2107



事前届出の必要な業種に該当するかどうか不明な場合は、各業種の事業所管省庁までご連絡ください。

